

茨城県報 第5277号

昭和40年3月15日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●茨城県立老人いこいの家にかかる使用料の徴収事務の委託……………	1
●土地改良事業関係書類の縦覧(2件)……………	1
●道路の区域変更(2件)……………	2
●道路の供用開始(2件)……………	3
●木材業者等の登録……………	3
●豚コレラ予防指定の一部改正……………	4

(公安委員会)

●警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示の全部改正……………	4
---------------------------------------	---

公 告

●土地立ち入り測量……………	5
●建築許可に関する聴聞(2件)……………	5
●土地改良区役員の就退任……………	6

告 示

茨城県告示第349号

茨城県立老人いこいの家にかかる使用料の徴収事務を、地方自治法施行令第158条第1項の規定により、財団法人茨城県福祉事業団に委託した。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第350号

新利根川土地改良区から昭和40年2月11日付申請のあつた土地改良事業は適当と決定したので土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類
新利根川土地改良区定款写
八千石地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和40年3月20日から4月9日まで
- 3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第351号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和40年1月7日付申請のあつた土地改良事業は、適当と決定したので土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類
土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款写
柴崎地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和40年3月20日から4月9日まで
- 3 縦覧の場所 桜村役場

茨城県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和40年3月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 結城岩井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
結城郡八千代村大字若字向曾根 1266番地の2地先から	旧	メートル 4.8	メートル 880.0	
		7.7		
結城郡八千代村大字菅谷591番 地々先まで	新	7.5	1,205.0	
		35.0		

茨城県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和40年3月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 結城下妻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
下妻市大字江字本郷1748番地々 先から	旧	メートル 5.0	メートル 1,049.5	道路改良工事
		4.2		
下妻市大字江字寺山2072番地の1 地先まで	新	14.0	1,033.0	
		9.7		

茨城県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供す
る。

昭和40年 3 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 結城岩井線
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代村大字若字向曾根1266番地の2地先から
結城郡八千代村大字菅谷591番地々先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年 3 月 15 日

茨城県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に使す
る。

昭和40年 3 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 結城下妻線
- 2 供用開始の区間 下妻市大字江字本郷1748番地々先から
下妻市大字江字寺山2072番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年 3 月 15 日

茨城県告示第356号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、下記の者を木材業者等として登録したの
で、同条第3項の規定により公示する。

昭和40年 3 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第 1 種業者登録

登録年月日	登録番号	住所 (所在地)	名称	氏名 (代表者名)	営業所又は工場		業種
					名称	所在地	
昭40.2.24	北振第351号	久慈郡大子町頃藤4683	内海木材店	内海 一郎	左記名称に同じ	那珂郡大宮町抽ヶ台804	
昭40.2.24	南振第145号	稲敷郡美浦村布佐1112	增生林業	增生 源二	左記名称に同じ	住所に同じ	
〃	〃第146号	筑波郡伊奈村小張	寺田薪炭店	寺田 公一	〃	〃	
〃	〃第147号	新治郡千代田村上稲吉	豊崎材木店	豊崎 誠一	〃	〃	

第2種業者登録

昭40.2.24	南振第10号	筑波郡谷和原村福岡20	塚田製材所	塚田 茂	左記名称に同じ	住所に同じ	
----------	--------	-------------	-------	------	---------	-------	--

第4種業者登録

昭40.2.24	南振第76号	稲敷郡新利根村上根本3014	有限会社高野商店	高野 節雄	左記名称に同じ	住所に同じ	
昭40.3.6	北振第329号	日立市東河内町892	会沢林業	会沢 武志	左記名称に同じ	住所に同じ	

茨城県告示第357号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和39年茨城県告示第1681号)の一部を次のように改める。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 水海道市福二町, 上蛇町, 川崎町, 沖新田町, 三坂新田町, 中妻町を削除する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第4号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示(昭和39年3月18日茨城県公安委員会告示第7号)の全部を次のように改正し, 昭和40年4月1日から適用する。

昭和40年3月15日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安 右 衛 門

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示

警察において身体を拘束されている者の食料は1食41円とする。ただし, 疾病その他特別の理由のあるときは, 茨城県警察本部長は1食80円までこれを増額することができる。

(第三種郵便物認可)

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 主要地方道結城下妻線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
下妻市大字江字本郷、狭間、上山、葎ヶ堤
真壁郡関城町大字関本下字南館内、葎ヶ堤
// // 大字上野字東郷
- 4 立ち入ろうとする期間
● 昭和40年3月20日から
昭和40年6月30日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 聴 聞 期 日 昭和40年3月26日午後3時
- 聴 聞 場 所 水戸市寺町1688の6
- 聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m²をこえるもの(製菓
工場の増改築)
- 申請者住所氏名 水戸市寺町1688
藤元社長 藤 田 佳 宏
- 建築物構造規模 木造一部2階建スレート葺79.64坪増改築, 既存76.37坪
原動機8.5HP既設
- 建築物の位置 水戸市寺町1688の6
- 敷 地 面 積 231.61坪

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴聞期日 昭和40年3月27日午前11時
 聴聞場所 水戸市千波町海道付1982
 聴聞事項 商業地域内において下記の建築物の許可に関する事。
 作業場の床面積の合計が300m²をこえる自動車修理工場の新築
 申請者住所氏名 水戸市東柵町9
 茨城菱和自動車KK 矢野 登
 建築物構造規模 鉄骨造一部2階建鉄板葺481坪新築、内作業場275坪
 原動機235KW新設
 建築物の位置 水戸市千波町海道付1982
 敷地面積 2,336坪

●土地改良区役員の就退任

鹿島郡大野村志崎に事務所をおく武井志崎土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和40年3月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
大野村大字武井 1028	理 事	茂 木 助太郎	
〃 〃 29	〃	小 嶋 武 夫	
〃 〃 942	〃	大 槻 清 三	
〃 志崎 1038	〃	出 津 宗 平	
〃 〃 554の1	〃	出 頭 貞 一	
〃 〃 280	〃	出 頭 広	
〃 大小志崎1514	〃	日向寺 義次郎	
〃 〃 663の1	〃	飯 島 吉 雄	
〃 〃 73	〃	日向寺 忠 衛	
〃 〃 15	〃	日向寺 正	
〃 武井釜 445	〃	田 谷 初太郎	
〃 〃 863	〃	住 谷 末 則	
〃 〃 836	〃	鬼 沢 政 雄	
〃 浜津賀 371の1	〃	片 岡 末 吉	
〃 〃 902	〃	橋 本 建 三	
大洋村大字上幡木 1417の2	〃	鈴 木 亀太郎	
大野村大字武井 1372	監 事	額 賀 宗衛門	
〃 〃 877	〃	早 川 松之助	
〃 志崎 550	〃	額 賀 善 明	
〃 武井釜 356の1	〃	松 本 十 郎	

大洋村大字上幡木 1656の22		監 事	飯 岡 政 次	
2 就 任				
住 所	職 名	氏 名	摘 要	
大野村大字志崎 554の1	理 事	出 頭 貞 一		
〃 〃 280	〃	出 頭 広		
〃 武井釜 841	〃	浅 野 克 一		
〃 志崎 1038	〃	出 津 宗 平		
〃 武井 942	〃	大 槻 清 蔵		
〃 〃 1575	〃	大 槻 静 雄		
〃 志崎 554	〃	和 泉 盛 喜		
〃 武井 29	〃	小 埜 武 夫		
〃 武井釜 445	〃	田 谷 初 太郎		
〃 大小志崎 1514	〃	日 向 寺 義 次 郎		
〃 〃 73	〃	日 向 寺 忠 衛		
〃 〃 15	〃	日 向 寺 正		
〃 武井釜 863	〃	住 谷 末 則		
〃 浜津賀 371の1	〃	片 岡 末 吉		
〃 〃 910の5	〃	山 本 正 一		
〃 大小志崎 54	〃	絹 張 賢 治		
大洋村大字上幡木 1656の22	〃	飯 岡 正 次		
大野村大字志崎 419	監 事	出 津 雅 吉		
〃 武井釜 836	〃	鬼 沢 政 雄		
〃 武井 904	〃	大 槻 広		
〃 〃 877	〃	早 川 松 之 助		
大洋村大字上幡木 1417の2	〃	鈴 木 亀 太 郎		

☆ 県政の総覧 …… 県民の六法 ☆

≡ 茨城県報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。
購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所